

◎佐賀県条例第 3 号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第 1 条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準) 第 4 条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 55歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の第 6 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準) 第 4 条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 次の各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）の第 6 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、

改正前	改正後
9～12 略 (扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(6) 略 3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」	<u>57歳）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u> 9～12 略 (扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) 略 3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、

改正前	改正後
という。)については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第9条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合におい	3,500円)とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則で定める。</u> 第9条 削除

改正前	改正後
てはその者が職員となった日、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生	

改正前	改正後
じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第9条の2 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第9条の2 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正前	改正後
(1) 1 級地 <u>100分の18</u> (2) 2 級地 <u>100分の15</u> (3) 略 (4) 4 級地 <u>100分の10</u> (5) 5 級地 <u>100分の 6</u> (6) 6 級地 <u>100分の 3</u> 3 略 (住居手当) 第 9 条の 4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第10条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第 3 項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合	(1) 1 級地 <u>100分の20</u> (2) 2 級地 <u>100分の16</u> (3) 略 (4) 4 級地 <u>100分の 8</u> (5) 5 級地 <u>100分の 4</u> 3 略 (住居手当) 第 9 条の 4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第10条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離

改正前	改正後
合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。</u>）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して<u>38,400円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定	が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第4項において「運賃等相当額」という。</u>） (2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して<u>40,300円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定

改正前	改正後
める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車	める額に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

改正前	改正後
勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 第11条の3 略 2 新たに特設公署又は準特設公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特設勤務手当に準ずる手当を支給する。 （管理職員特別勤務手当） 第16条の3 第7条の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 第11条の3 略 2 新たに特設公署又は準特設公署に該当することとなった公署に在勤する職員で人事委員会規則で定めるもの及び前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特設勤務手当に準ずる手当を支給する。 （管理職員特別勤務手当） 第16条の3 第7条の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

改正前	改正後
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 略 4 略 (適用除外) 第17条の6 第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 略	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 (2) 略 4 略 (適用除外) 第17条の6 第4条第3項から第11項まで、第7条の3及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 略

別表第1から第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100	412,800	463,400	515,800
	2	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800	414,700	468,900	522,800
	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600	474,000	528,100
	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500	478,700	532,400

職務 員以 外の 職員	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300	482,700	536,000
	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100	486,200	539,300
	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900	489,300	542,300
	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800	491,900	544,800
	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300	493,900	546,800
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800		
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400		
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900		
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400		
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700		
	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000		
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300		
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500		
	18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800		
	19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100		
	20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400		
	21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600		
	22	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200	444,400		
	23	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600	445,200		
	24	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000	446,000		
	25	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300	446,600		
	26	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600	447,200		
	27	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800	447,800		
	28	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900	448,400		
	29	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000	449,100		
	30	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200	449,900		

31	229, 000	268, 100	302, 000	347, 900	373, 600	405, 300	450, 300
32	230, 200	268, 900	303, 300	349, 500	374, 900	406, 400	451, 000
33	231, 400	269, 700	304, 600	351, 200	376, 100	407, 100	451, 500
34	232, 500	270, 500	306, 000	353, 100	377, 000	407, 800	451, 900
35	233, 600	271, 300	307, 300	354, 900	378, 100	408, 500	452, 300
36	234, 700	272, 000	308, 600	356, 700	379, 200	409, 200	452, 700
37	235, 800	272, 700	309, 900	358, 200	379, 900	409, 800	453, 100
38	237, 000	273, 500	311, 200	359, 600	380, 800	410, 400	453, 500
39	238, 100	274, 300	312, 500	361, 000	381, 700	411, 000	453, 900
40	239, 100	275, 000	313, 800	362, 500	382, 600	411, 400	454, 300
41	240, 100	275, 700	315, 000	364, 000	383, 500	411, 800	454, 600
42	241, 000	276, 500	316, 400	364, 800	384, 300	412, 000	455, 000
43	241, 800	277, 300	317, 800	365, 800	385, 100	412, 300	455, 300
44	242, 600	278, 100	318, 900	366, 800	385, 800	412, 600	455, 600
45	243, 300	278, 800	319, 800	367, 700	386, 500	412, 900	455, 900
46	243, 900	279, 500	321, 100	368, 800	387, 200	413, 200	
47	244, 500	280, 200	322, 400	369, 700	387, 900	413, 500	
48	245, 100	280, 900	323, 700	370, 700	388, 700	413, 800	
49	245, 800	281, 600	324, 900	371, 600	389, 200	414, 000	
50	246, 500	282, 300	326, 200	372, 300	389, 700	414, 300	
51	247, 200	283, 000	327, 500	373, 000	390, 300	414, 600	
52	247, 700	283, 700	328, 700	373, 700	391, 000	414, 900	
53	248, 200	284, 300	330, 000	374, 100	391, 400	415, 100	
54	248, 500	285, 000	331, 100	374, 700	392, 100	415, 400	
55	248, 800	285, 700	332, 200	375, 400	392, 700	415, 700	
56	249, 100	286, 500	333, 300	376, 100	393, 200	416, 000	

57	249, 400	287, 200	334, 000	376, 400	393, 600	416, 200
58	249, 800	287, 900	334, 900	377, 100	394, 200	416, 500
59	250, 200	288, 500	335, 700	377, 800	394, 800	416, 800
60	250, 600	289, 200	336, 500	378, 400	395, 300	417, 100
61	251, 000	289, 800	337, 300	378, 700	395, 700	417, 300
62	251, 300	290, 600	337, 700	379, 200	396, 200	417, 600
63	251, 600	291, 200	338, 300	379, 800	396, 700	417, 900
64	251, 900	291, 700	339, 000	380, 400	397, 300	418, 100
65	252, 200	292, 200	339, 800	380, 700	397, 600	418, 300
66	252, 500	292, 800	340, 500	381, 400	398, 000	
67	252, 800	293, 300	341, 200	382, 100	398, 400	
68	253, 100	293, 900	341, 800	382, 700	398, 800	
69	253, 400	294, 400	342, 300	383, 100	399, 100	
70	253, 700	294, 900	342, 900	383, 600	399, 400	
71	254, 000	295, 500	343, 400	384, 200	399, 700	
72	254, 300	296, 100	344, 000	384, 700	400, 000	
73	254, 600	296, 700	344, 300	385, 200	400, 200	
74	254, 900	297, 100	344, 800	385, 800	400, 500	
75	255, 200	297, 500	345, 200	386, 300	400, 800	
76	255, 500	297, 800	345, 700	386, 600	401, 000	
77	255, 800	298, 000	346, 100	387, 100	401, 200	
78	256, 100	298, 300	346, 600	387, 600	401, 500	
79	256, 400	298, 500	347, 100	388, 000	401, 800	
80	256, 700	298, 800	347, 600	388, 300	402, 000	
81	257, 000	299, 000	347, 900	388, 700	402, 200	
82	257, 300	299, 200	348, 300	389, 200	402, 500	

	83	257, 600	299, 500	348, 700	389, 600	402, 800				
	84	257, 900	299, 800	349, 100	390, 000	403, 000				
	85	258, 200	300, 100	349, 400	390, 300	403, 200				
	86	258, 600	300, 400	349, 800	390, 800					
	87	258, 900	300, 700	350, 200	391, 200					
	88	259, 200	301, 000	350, 600	391, 600					
	89	259, 500	301, 300	350, 800	391, 900					
	90	259, 900	301, 600	351, 200	392, 500					
	91	260, 300	301, 900	351, 600	392, 900					
	92	260, 600	302, 300	352, 000	393, 300					
	93	260, 900	302, 500	352, 200	393, 600					
	94		302, 700	352, 600						
	95		303, 000	353, 000						
	96		303, 400	353, 400						
	97		303, 600	353, 700						
	98		303, 900	354, 100						
	99		304, 300	354, 500						
	100		304, 700	354, 900						
	101		304, 900	355, 400						
	102		305, 200	355, 800						
	103		305, 500	356, 200						
	104		305, 800	356, 600						
	105		306, 000	357, 100						
	106		306, 300	357, 500						
	107		306, 600	357, 800						
	108		306, 900	358, 100						

	109		307,100	358,600						
	110		307,500							
	111		307,900							
	112		308,200							
	113		308,400							
	114		308,700							
	115		309,000							
	116		309,400							
	117		309,600							
	118		309,800							
	119		310,100							
	120		310,400							
	121		310,800							
	122		311,000							
	123		311,300							
	124		311,600							
	125		311,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700	366,400	400,200	452,500

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,900	233,200	256,500	297,900	335,200	357,100	388,300	424,900	471,100
	2	214,300	235,400	258,600	298,900	336,800	358,900	390,100	426,500	477,400
	3	216,700	237,600	261,000	299,900	338,300	360,700	391,800	428,100	482,500
	4	219,200	239,800	263,400	300,800	339,800	362,400	393,500	429,700	486,800
	5	221,600	242,000	265,600	301,500	341,300	364,000	395,000	431,200	490,800
	6	224,100	244,100	267,100	302,300	342,700	365,700	396,600	432,800	494,300
	7	226,500	246,100	268,400	303,000	344,100	367,400	398,200	434,200	497,400
	8	228,700	248,000	269,600	303,700	345,500	369,100	399,800	435,600	500,000
	9	230,900	249,800	270,800	304,400	346,900	370,800	401,400	436,700	502,200
	10	233,100	251,500	272,100	305,100	348,600	372,500	403,100	438,100	
	11	235,200	253,200	273,400	305,800	350,200	374,200	404,700	439,600	
	12	237,300	254,700	274,700	306,500	351,800	375,900	406,300	441,100	
	13	239,300	256,200	276,200	307,000	353,400	377,500	407,800	442,500	
	14	241,300	258,100	277,500	307,900	355,100	379,100	409,800	444,200	
	15	243,300	259,700	278,600	308,800	356,700	380,700	411,800	445,900	
	16	245,000	261,300	280,200	309,700	358,300	382,300	413,900	447,500	
	17	246,600	262,900	281,500	310,500	359,800	383,900	415,400	448,900	
	18	248,200	264,300	282,900	311,300	361,500	385,600	417,100	450,600	
	19	249,700	265,500	284,300	312,300	363,200	387,200	418,800	452,300	

20	251, 200	266, 600	285, 600	313, 200	364, 800	388, 800	420, 500	453, 900
21	252, 800	267, 800	286, 800	314, 000	366, 400	390, 400	422, 100	455, 400
22	254, 500	269, 000	287, 400	315, 400	368, 100	392, 100	423, 600	456, 100
23	256, 200	270, 300	288, 000	316, 700	369, 700	393, 800	425, 200	456, 800
24	257, 900	271, 600	288, 600	318, 000	371, 300	395, 500	426, 600	457, 500
25	259, 400	273, 000	289, 200	319, 400	372, 700	397, 200	427, 700	457, 900
26	260, 700	274, 600	289, 900	320, 900	374, 400	399, 200	429, 200	458, 400
27	262, 000	276, 000	290, 600	322, 200	376, 100	401, 200	430, 800	459, 000
28	263, 200	277, 400	291, 100	323, 300	377, 800	403, 100	432, 200	459, 600
29	264, 300	278, 300	291, 600	324, 300	379, 400	404, 800	433, 700	460, 200
30	265, 600	279, 700	292, 200	325, 500	381, 000	406, 200	435, 000	461, 000
31	266, 900	281, 100	292, 800	326, 700	382, 600	407, 400	436, 300	461, 500
32	268, 200	282, 400	293, 300	327, 900	384, 300	408, 700	437, 500	462, 000
33	269, 600	283, 500	293, 700	329, 000	386, 000	409, 700	438, 500	462, 500
34	271, 200	284, 200	294, 400	330, 200	388, 100	410, 800	439, 200	462, 800
35	272, 700	284, 900	295, 000	331, 400	390, 100	411, 900	440, 000	463, 100
36	274, 200	285, 600	295, 600	332, 500	392, 000	412, 900	440, 700	463, 500
37	275, 100	286, 200	296, 100	333, 600	393, 600	413, 900	441, 200	463, 900
38	276, 500	286, 900	296, 700	334, 900	395, 400	415, 100	441, 600	464, 100
39	277, 900	287, 500	297, 300	336, 200	397, 000	416, 200	442, 000	464, 400
40	279, 200	288, 100	297, 900	337, 500	398, 600	417, 400	442, 300	464, 600
41	280, 300	288, 600	298, 700	338, 800	399, 900	418, 700	442, 600	465, 000
42	280, 900	289, 200	299, 400	340, 000	400, 900	419, 500	442, 900	465, 200
43	281, 500	289, 800	300, 100	341, 200	401, 900	420, 300	443, 200	465, 400
44	282, 100	290, 400	300, 800	342, 400	402, 900	420, 900	443, 500	465, 600
45	282, 700	290, 900	301, 400	343, 600	403, 900	421, 400	443, 700	466, 000
46	283, 400	291, 400	302, 300	345, 000	405, 000	422, 200	444, 000	

47	283, 900	291, 900	303, 100	346, 200	406, 200	422, 900	444, 300
48	284, 400	292, 500	303, 900	347, 400	407, 300	423, 500	444, 600
49	284, 900	293, 100	304, 700	348, 600	408, 600	424, 200	444, 900
50	285, 500	293, 700	305, 800	350, 000	409, 400	424, 600	445, 200
51	286, 000	294, 300	306, 900	351, 300	410, 200	425, 200	445, 500
52	286, 500	294, 900	308, 000	352, 600	410, 900	425, 800	445, 800
53	287, 000	295, 500	309, 000	353, 500	411, 400	426, 200	446, 000
54	287, 700	296, 200	310, 100	354, 900	412, 100	426, 600	446, 300
55	288, 300	296, 900	311, 100	356, 100	412, 800	427, 100	446, 600
56	288, 800	297, 600	312, 200	357, 300	413, 500	427, 600	446, 900
57	289, 300	298, 100	313, 200	358, 500	413, 800	428, 100	447, 100
58	289, 900	299, 100	314, 300	359, 900	414, 500	428, 700	447, 400
59	290, 500	300, 000	315, 400	361, 300	415, 200	429, 100	447, 700
60	291, 000	300, 800	316, 500	362, 700	415, 700	429, 500	448, 000
61	291, 500	301, 600	317, 500	364, 100	416, 100	429, 900	448, 200
62	292, 000	302, 500	318, 700	365, 600	416, 600	430, 200	448, 500
63	292, 500	303, 400	319, 900	367, 100	417, 100	430, 500	448, 800
64	293, 000	304, 300	321, 100	368, 500	417, 600	430, 800	449, 100
65	293, 500	305, 100	322, 200	369, 700	418, 100	431, 100	449, 300
66	294, 000	306, 000	323, 300	371, 100	418, 500	431, 400	
67	294, 500	306, 800	324, 400	372, 500	419, 000	431, 700	
68	295, 000	307, 700	325, 500	373, 900	419, 500	431, 900	
69	295, 500	308, 600	326, 600	375, 000	420, 000	432, 100	
70	296, 000	309, 500	327, 800	376, 200	420, 500	432, 400	
71	296, 500	310, 400	329, 000	377, 500	421, 100	432, 700	
72	297, 000	311, 300	330, 200	378, 700	421, 600	433, 000	
73	297, 500	312, 100	330, 900	379, 900	422, 000	433, 200	

74	298, 200	313, 000	332, 200	381, 100	422, 600	433, 500
75	298, 800	313, 900	333, 500	382, 300	423, 100	433, 800
76	299, 300	314, 800	334, 800	383, 500	423, 300	434, 000
77	299, 800	315, 600	336, 200	384, 700	423, 600	434, 200
78	300, 400	316, 600	337, 600	385, 800	424, 100	434, 500
79	301, 000	317, 600	339, 000	386, 900	424, 400	434, 800
80	301, 600	318, 600	340, 400	388, 200	424, 700	435, 000
81	302, 200	319, 500	341, 700	389, 200	425, 000	435, 200
82	303, 000	320, 600	343, 300	389, 800	425, 400	435, 500
83	303, 700	321, 600	344, 900	390, 300	425, 800	435, 800
84	304, 400	322, 600	346, 400	390, 900	426, 200	436, 000
85	305, 100	323, 500	347, 800	391, 500	426, 500	436, 200
86	305, 800	324, 500	349, 300	392, 100	427, 000	
87	306, 500	325, 500	350, 800	392, 700	427, 400	
88	307, 200	326, 600	352, 200	393, 300	427, 800	
89	307, 900	327, 600	353, 500	393, 600	428, 100	
90	308, 800	328, 900	354, 800	394, 100	428, 500	
91	309, 600	330, 100	356, 000	394, 600	428, 900	
92	310, 300	331, 300	357, 300	395, 100	429, 300	
93	310, 800	332, 500	358, 600	395, 500	429, 600	
94	311, 700	333, 800	360, 100	395, 900		
95	312, 600	335, 100	361, 600	396, 400		
96	313, 400	336, 300	363, 100	396, 900		
97	314, 200	337, 500	364, 400	397, 300		
98	315, 200	338, 800	365, 600	397, 800		
99	316, 200	340, 000	366, 700	398, 400		
100	317, 100	341, 200	367, 900	398, 900		

101	318,000	342,600	369,000	399,200					
102	319,000	343,500	370,100	399,600					
103	320,000	344,500	371,200	400,100					
104	320,900	345,700	372,400	400,400					
105	321,700	346,800	373,600	400,700					
106	322,300	347,900	374,100	401,200					
107	322,900	348,900	374,700	401,700					
108	323,500	349,900	375,300	402,200					
109	324,000	351,100	375,900	402,500					
110	324,500	352,100	376,400	403,000					
111	324,900	353,100	376,800	403,500					
112	325,400	354,100	377,300	404,000					
113	326,200	355,000	377,700	404,300					
114	326,900	355,900	378,100	404,800					
115	327,600	356,900	378,600	405,300					
116	328,300	357,900	379,100	405,800					
117	328,900	358,900	379,500	406,200					
118	329,600	359,300	380,000	406,700					
119	330,300	359,900	380,600	407,100					
120	331,100	360,500	381,100	407,600					
121	331,700	360,800	381,300	408,000					
122	332,000	361,200	381,900						
123	332,500	361,600	382,400						
124	333,000	362,000	382,800						
125	333,300	362,400	383,300						
126		362,800	383,800						
127		363,200	384,300						

	128		363,600	384,800						
	129		364,000	385,100						
	130		364,500	385,600						
	131		364,900	386,100						
	132		365,300	386,600						
	133		365,500	386,900						
	134		366,000	387,500						
	135		366,400	387,900						
	136		366,700	388,300						
	137		367,000	388,500						
	138		367,400	389,000						
	139		367,900	389,500						
	140		368,400	390,000						
	141		368,700	390,300						
	142		369,200							
	143		369,700							
	144		370,200							
	145		370,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		246,200	258,000	262,200	296,400	313,900	328,500	352,100	388,200	420,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,500	235,300	329,200	380,700	451,500
	2	185,500	239,100	331,300	382,100	461,400
	3	186,600	241,500	333,400	383,500	470,900
	4	187,600	244,300	335,500	384,900	481,000
	5	188,600	246,900	337,200	386,400	490,600
	6	190,800	249,200	339,200	387,800	500,600
	7	192,900	251,200	341,200	389,200	509,500
	8	195,100	252,800	343,100	390,600	517,600
	9	197,200	254,300	344,900	392,000	525,400
	10	199,200	256,400	346,500	393,500	532,600
	11	201,200	258,500	348,100	395,000	538,000
	12	203,200	260,600	349,800	396,400	542,500
	13	205,200	262,500	351,400	397,800	545,500
	14	207,200	264,800	352,500	399,300	547,500
	15	209,100	267,300	353,600	400,800	
	16	210,900	269,500	354,700	402,300	
	17	212,700	271,600	355,900	403,700	
	18	214,600	274,100	357,200	405,500	
	19	216,400	276,500	358,400	407,200	
	20	218,200	278,900	359,600	408,800	
	21	220,000	281,200	360,800	410,000	

22	221, 900	283, 400	361, 900	411, 500
23	223, 700	285, 500	363, 000	412, 900
24	225, 400	287, 600	364, 200	414, 200
25	227, 000	289, 700	365, 300	415, 500
26	229, 100	291, 700	366, 300	416, 800
27	231, 100	293, 600	367, 300	418, 400
28	233, 000	295, 500	368, 300	419, 900
29	234, 900	297, 400	369, 200	421, 000
30	236, 400	299, 000	370, 100	422, 300
31	237, 900	300, 500	370, 900	423, 900
32	239, 100	302, 100	371, 700	425, 400
33	240, 300	303, 700	372, 500	426, 700
34	241, 800	305, 200	373, 300	428, 200
35	243, 200	306, 700	374, 100	429, 600
36	244, 700	308, 200	374, 900	431, 000
37	246, 200	309, 700	375, 700	432, 400
38	247, 900	310, 600	376, 500	433, 900
39	249, 600	311, 500	377, 300	435, 300
40	251, 300	312, 400	378, 100	436, 700
41	253, 000	313, 200	378, 900	437, 800
42	254, 600	313, 700	380, 200	439, 100
43	256, 100	314, 200	381, 500	440, 500
44	257, 600	314, 700	382, 700	441, 800
45	259, 000	315, 100	383, 500	442, 600
46	260, 400	315, 700	384, 500	443, 500
47	261, 700	316, 200	385, 300	444, 400
48	263, 000	316, 700	386, 000	445, 300

49	264,300	317,100	386,700	446,100
50	265,500	317,600	387,500	446,900
51	266,600	318,100	388,200	447,500
52	267,700	318,600	388,800	448,300
53	268,800	319,100	389,300	448,700
54	269,900	319,600	390,000	449,300
55	270,900	320,000	390,800	449,800
56	272,000	320,400	391,700	450,300
57	273,100	320,800	392,300	450,800
58	273,800	321,200	393,100	
59	274,400	321,700	393,900	
60	275,000	322,200	394,600	
61	275,700	322,700	395,200	
62	276,300	323,300	395,900	
63	276,900	323,900	396,600	
64	277,500	324,500	397,300	
65	278,100	325,000	398,000	
66	278,800	325,600	398,600	
67	279,500	326,200	399,200	
68	280,100	326,800	399,900	
69	280,600	327,400	400,600	
70	281,300	328,000	401,200	
71	282,000	328,600	401,800	
72	282,700	329,200	402,400	
73	283,300	329,700	402,900	
74	284,000	330,400	403,500	
75	284,700	331,100	404,100	

76	285,400	331,800	404,600
77	286,000	332,500	405,100
78	286,700	333,200	405,600
79	287,400	333,900	406,100
80	288,000	334,600	406,800
81	288,700	335,300	407,200
82	289,400	336,100	
83	290,100	336,800	
84	290,700	337,400	
85	291,300	338,000	
86	292,000	338,500	
87	292,700	338,900	
88	293,400	339,300	
89	294,100	339,600	
90	294,900	340,100	
91	295,600	340,500	
92	296,200	340,900	
93	296,800	341,200	
94	297,500	341,600	
95	298,100	342,000	
96	298,700	342,400	
97	299,000	342,900	
98	299,700	343,400	
99	300,300	343,900	
100	300,800	344,400	
101	301,300	344,900	
102	301,700	345,400	

	103	302,100	345,900			
	104	302,500	346,400			
	105	302,900	346,900			
	106	303,400	347,300			
	107	303,900	347,800			
	108	304,200	348,200			
	109	304,400	348,700			
	110	304,800	349,100			
	111	305,100	349,500			
	112	305,300	349,900			
	113	305,600	350,400			
	114	305,900	350,800			
	115	306,200	351,200			
	116	306,500	351,600			
	117	306,800	352,100			
	118	307,100	352,500			
	119	307,300	352,900			
	120	307,600	353,300			
	121	307,900	353,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,800	265,800	291,200	335,200	394,400

備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	

17	341, 500	430, 700	483, 900
18	344, 600	432, 200	485, 800
19	347, 700	433, 700	487, 700
20	350, 800	435, 100	489, 600
21	354, 000	436, 500	491, 500
22	357, 100	438, 000	493, 200
23	360, 200	439, 500	495, 000
24	363, 200	440, 900	496, 800
25	366, 200	442, 300	498, 400
26	368, 500	443, 700	500, 200
27	370, 800	445, 100	502, 000
28	373, 000	446, 500	503, 600
29	374, 900	447, 900	505, 000
30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300

	43	395, 400	468, 000	523, 100
	44	396, 100	469, 100	523, 900
	45	397, 000	470, 100	524, 800
	46	397, 600	471, 100	525, 600
	47	398, 200	472, 000	526, 400
	48	398, 800	472, 800	527, 100
	49	399, 400	473, 500	527, 900
	50	399, 900	474, 200	528, 700
	51	400, 400	474, 900	529, 400
	52	400, 900	475, 500	530, 300
	53	401, 400	476, 200	531, 200
	54	401, 800	476, 900	532, 000
	55	402, 200	477, 500	532, 900
	56	402, 600	478, 100	533, 800
	57	403, 000	478, 400	534, 600
	58	403, 400	479, 000	535, 500
	59	403, 800	479, 700	536, 400
	60	404, 200	480, 400	537, 100
	61	404, 600	480, 800	537, 900
	62	405, 000	481, 400	538, 800
	63	405, 400	482, 100	539, 700
	64	405, 800	482, 800	540, 600
	65	406, 100	483, 200	541, 400
	66		483, 800	542, 300
	67		484, 400	543, 200
	68		484, 900	544, 100

	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	265,100	284,400	318,100	365,200
	2	191,000	229,700	265,900	285,300	319,600	366,900
	3	193,200	231,100	266,700	286,100	321,000	368,600
	4	195,300	232,500	267,600	286,900	322,500	370,200
	5	197,300	233,800	268,500	287,600	324,000	371,800
	6	199,300	235,200	269,400	288,400	325,700	373,400
	7	201,300	236,400	270,200	289,100	327,300	375,000
	8	203,200	237,400	271,000	289,800	328,800	376,700
	9	205,000	238,400	271,800	290,600	330,300	378,300
	10	206,900	239,600	272,600	291,500	331,900	380,300
	11	208,900	240,800	273,400	292,300	333,400	382,300
	12	211,000	242,200	274,300	293,000	334,900	384,400
	13	212,700	243,600	275,100	293,700	336,500	385,800
	14	214,800	244,800	276,000	294,800	338,100	387,500
	15	217,000	246,100	276,800	295,900	339,600	389,300
	16	219,100	247,400	277,600	297,100	341,100	390,900
	17	221,200	248,800	278,500	298,300	342,600	392,600
	18	222,400	250,000	279,400	299,600	344,200	394,100
	19	223,500	251,200	280,200	300,800	345,800	395,700
	20	224,600	252,400	281,000	302,000	347,400	397,200
	21	225,800	253,400	281,800	303,200	348,700	398,400
	22	226,800	254,300	282,700	304,400	350,200	399,800

23	227, 800	255, 200	283, 600	305, 600	351, 700	401, 100
24	228, 800	256, 100	284, 400	306, 800	353, 200	402, 300
25	229, 800	257, 100	285, 200	308, 000	354, 800	403, 400
26	230, 900	257, 900	286, 100	309, 300	356, 300	404, 600
27	231, 900	258, 700	287, 000	310, 500	357, 800	405, 700
28	232, 800	259, 500	287, 900	311, 800	359, 200	406, 800
29	233, 700	260, 300	288, 700	313, 200	360, 600	407, 600
30	234, 600	261, 100	289, 800	314, 400	362, 200	408, 400
31	235, 400	261, 900	290, 800	315, 600	363, 800	409, 200
32	236, 200	262, 700	291, 800	316, 800	365, 300	410, 000
33	237, 100	263, 600	292, 800	318, 100	366, 500	410, 400
34	238, 000	264, 500	293, 900	319, 200	367, 600	411, 000
35	238, 800	265, 200	294, 900	320, 400	368, 800	411, 500
36	239, 700	266, 000	295, 900	321, 600	369, 900	411, 900
37	240, 600	266, 900	296, 900	322, 800	370, 900	412, 300
38	241, 500	267, 800	297, 900	324, 100	371, 800	412, 500
39	242, 300	268, 700	299, 000	325, 400	372, 800	412, 800
40	243, 100	269, 500	300, 100	326, 700	373, 900	413, 100
41	243, 600	270, 300	301, 200	327, 600	374, 900	413, 400
42	244, 300	271, 100	302, 500	328, 800	375, 900	413, 700
43	244, 900	271, 900	303, 600	330, 000	376, 900	414, 000
44	245, 500	272, 700	304, 700	331, 200	377, 800	414, 300
45	246, 100	273, 400	305, 800	332, 300	378, 600	414, 500
46	246, 800	274, 200	306, 900	333, 300	379, 400	414, 800
47	247, 300	275, 000	308, 000	334, 300	380, 300	415, 100
48	247, 700	275, 800	309, 200	335, 300	381, 200	415, 400

49	248, 100	276, 500	310, 300	336, 200	381, 700	415, 600
50	248, 600	277, 300	311, 400	337, 200	382, 500	416, 000
51	249, 100	278, 100	312, 500	338, 200	383, 300	416, 300
52	249, 600	278, 800	313, 600	339, 100	384, 100	416, 600
53	249, 900	279, 500	314, 600	339, 600	384, 500	416, 800
54	250, 300	280, 200	315, 600	340, 500	385, 200	
55	250, 600	280, 900	316, 600	341, 200	385, 900	
56	250, 900	281, 600	317, 700	342, 000	386, 500	
57	251, 300	282, 300	318, 700	342, 800	386, 900	
58	251, 700	283, 000	319, 700	343, 100	387, 500	
59	252, 000	283, 700	320, 700	343, 600	388, 100	
60	252, 300	284, 300	321, 600	344, 300	388, 600	
61	252, 600	284, 900	322, 500	344, 900	389, 000	
62	252, 900	285, 700	323, 300	345, 600	389, 500	
63	253, 200	286, 400	324, 000	346, 300	390, 000	
64	253, 500	287, 100	324, 700	346, 900	390, 500	
65	253, 800	287, 800	325, 300	347, 600	391, 100	
66	254, 100	288, 500	326, 000	348, 100	391, 600	
67	254, 400	289, 200	326, 700	348, 700	392, 200	
68	254, 700	289, 900	327, 300	349, 300	392, 900	
69	255, 000	290, 500	327, 900	349, 600	393, 400	
70	255, 300	291, 200	328, 100	350, 200	393, 900	
71	255, 600	291, 900	328, 600	350, 700	394, 400	
72	255, 800	292, 500	329, 100	351, 200	394, 900	
73	256, 000	293, 100	329, 700	351, 700	395, 200	
74	256, 300	293, 600	330, 200	352, 200	395, 700	

75	256, 600	294, 000	330, 700	352, 700	396, 100
76	256, 800	294, 400	331, 100	353, 100	396, 500
77	257, 000	294, 800	331, 700	353, 400	396, 900
78	257, 300	295, 100	332, 200	353, 800	
79	257, 600	295, 400	332, 600	354, 000	
80	257, 800	295, 700	333, 100	354, 300	
81	258, 000	296, 000	333, 600	354, 800	
82	258, 300	296, 300	334, 000	355, 100	
83	258, 600	296, 600	334, 200	355, 400	
84	258, 900	296, 900	334, 500	355, 700	
85	259, 100	297, 100	334, 900	356, 100	
86		297, 300	335, 300	356, 400	
87		297, 500	335, 700	356, 700	
88		297, 700	336, 000	357, 000	
89		298, 100	336, 300	357, 400	
90		298, 300	336, 500	357, 700	
91		298, 500	336, 900	358, 000	
92		298, 700	337, 200	358, 300	
93		299, 100	337, 400	358, 600	
94		299, 300	337, 700	359, 000	
95		299, 500	338, 000	359, 400	
96		299, 800	338, 300	359, 800	
97		300, 200	338, 500	360, 300	
98		300, 400	338, 800	360, 700	
99		300, 600	339, 100	361, 100	
100		300, 900	339, 300	361, 500	

	101		301, 200	339, 500	362, 000		
	102		301, 400	339, 700			
	103		301, 600	340, 100			
	104		301, 900	340, 300			
	105		302, 200	340, 500			
	106			340, 900			
	107			341, 300			
	108			341, 700			
	109			341, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193, 100	219, 600	250, 300	263, 900	289, 900	332, 300

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの（第7条の2の規定により管理職手当を支給する職にある職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)

改正前	改正後
第4条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> (2)～(6) 略 （住居手当） 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他任命権者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれに準ずるもの （単身赴任手当） 第5条の2 略 （準特地勤務手当）	第4条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) 略 （住居手当） 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他任命権者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれに準ずるもの （単身赴任手当） 第5条の2 略 2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> （準特地勤務手当）

改正前	改正後
第7条の2 準特地勤務手当は、職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は任命権者が別に定めるこれに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するとき、当該職員に対して支給する。新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第16条の3 第4条、<u>第4条の3</u>、<u>第5条の2</u>、<u>第7条</u>、<u>第7条の2</u>及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。	第7条の2 準特地勤務手当は、職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は任命権者が別に定めるこれに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するとき、当該職員に対して支給する。新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で<u>必要があると認められる職員及び準特地手当を支給される職員との</u>権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第16条の3 第4条、第5条の2及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第3条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（外国勤務手当） 第31条の4 略 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項の在外職員（以下「在外職員」という。）であるとした場合に同法の規定により支	（外国勤務手当） 第31条の4 略 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項の在外職員（以下「在外職員」という。）であるとした場合に同法の規定により支

改正前	改正後
給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当にあっては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、住居手当にあっては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあっては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額から職員給与条例第8条第2項第1号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とする。	給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当にあっては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、住居手当にあっては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあっては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とする。）の合計額に相当する額とする。

（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（扶養手当） 第6条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>（2）～（6） 略</u> （住居手当） 第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） 略 （2） 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他知	（扶養手当） 第6条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1）～（5） 略</u> （住居手当） 第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （1） 略 （2） 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u>

改正前	改正後
事が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれに準ずるもの (単身赴任手当) 第7条の2 略 (管理職員特別勤務手当) 第13条の2 略 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条の3 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>、第7条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。	を含む。以下同じ。)が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他知事が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれに準ずるもの (単身赴任手当) 第7条の2 略 <u>2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第13条の2 略 <u>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条の3 第5条、第6条、第7条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第7条 略 2・3 略 <u>4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u> 予算の範囲内で行わなければならない。 (佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等) 第8条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条、第4条、<u>第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第17条の4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第11条の2まで、第21条及び第21条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）	(給与に関する特例) 第7条 略 2・3 略 <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、</u> 予算の範囲内で行わなければならない。 (佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等) 第8条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、<u>第8条、第9条の4及び第11条の4並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第11条の2まで及び第21条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項、<u>第17条第2項及び第17条の4第2項第1号</u>の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任

改正前	改正後
第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。 （佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等） 第10条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第6条まで、<u>第6条の3及び第15条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。</u> 2 略	期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、<u>県職員給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u> 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、<u>学校職員給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u></u> （佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等） 第10条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第6条まで<u>及び第6条の3の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。</u> 2 略

改正前	改正後
3 第1項の企業職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる企業職員には、 <u>特定任期付企業職員業績手当を支給することができる。</u>	

(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項及び第3項の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある	(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある

改正前	改正後
職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」とする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の佐賀県職員給与条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の現業職給与条例」という。）第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の特殊

勤務手当支給条例」という。)第31条の4の適用については、同条第2項中「配偶者手当にあっては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額」とあるのは「配偶者手当にあっては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額から佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和7年佐賀県条例第3号)附則第4条の規定により読み替えた改正後の給与条例第8条第2項第6号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額」とする。

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の地方公営企業職員給与条例」という。)第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第8条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第9条 人事委員会は、前条前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

第10条 切替日から令和10年3月31日までの間における改正後の給与条例第9条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和7年佐賀県条例第3号)附則第8条」と、「間、同条」とあるのは、「間、前条又は同条例附則第8条」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第11条 改正後の給与条例第10条の2第3項の規定、改正後の現業職給与条例第5条の2第2項の規定及び改正後の地方公営企業職員給与条例第7条の2第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第12条 切替日以後に新たに佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第3号)第11条の規定により採用された職員及び佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第28号)附則第4条及び第5条に規定する暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる改正後の給与条例第11条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(人事委員会規則への委任)

第13条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例） 第19条 任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例） 第19条 任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
県職員給与条例第17条の6第1項	第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3	第8条、第9条、第9条の4及び第10条の2	県職員給与条例第17条の6第1項	第4条第3項から第11項まで、第7条の3及び第8条	第8条、第9条の4及び第10条の2
	略			略	
学校職員給与条例第23条の2	第6条第3項から第11項まで及び第9条の3から第11条の2まで	第10条から第11条の2まで及び第11条の4	学校職員給与条例第23条の2	第6条第3項から第11項まで、第9条の3及び第10条	第10条、第11条の2及び第11条の4
	略			略	

附則別表第 1（附則第 2 条関係）

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3

25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70				
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				

83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						

112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1

24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			

82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1

11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6

40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11

69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表（一）給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1

5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7

63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		

92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表（二）給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7

20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36

49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	

78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			

107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			